

## ■ 料金表 ～当事務所の業務と料金の考え方～

### 当事務所の料金について

#### ① ご契約のタイプによって料金が異なります。

「手続きの都度のご契約（スポット契約）」「継続的なご契約（パートナー契約）」があります。

#### パートナー S

相談 手続き代行 コンサル

- ◎ 継続的なご契約です。（6ヵ月以上）
- ◎ メール等でのご相談を常にお受けいたします。
- ◎ 月に1度、ご訪問してご相談をお受けします。
- ◎ 基本の手続き代行業務が含まれます。
- ◎ 基本以外の手続き代行業務も割安です。
- ◎ お客様からのご相談だけでなく、当事務所からのご提案、従業員様への説明会など、幅広くコンサル業務を行います。

**月額：25,000円～**

#### パートナー A

手続き代行

- ◎ 継続的なご契約です。（6ヵ月以上）
- ◎ 基本の手続き代行業務が含まれます。
- ◎ 手続きに必要なデータをご用意ください。
- ◎ お引き受けする手続きについてご相談はお受けしますが、それ以外のご相談は別途、相談料金を頂戴します。
- ◎ 基本に含まれない手続きも、スポット契約よりもお得な料金でご依頼いただけます。

**月額：20,000円～**

#### パートナー B

相談

- ◎ 継続的なご契約です。（6ヵ月以上）
- ◎ メール等でのご相談を常にお受けいたします。
- ◎ 月に1度、ご訪問してご相談をお受けします。
- ◎ 手続き代行業務は含まれません。必要な手続きは、スポット契約でお引き受けいたします。
- ◎ 社内で手続きを行う場合におすすめです。

**月額：15,000円～**

#### スポット

手続き代行

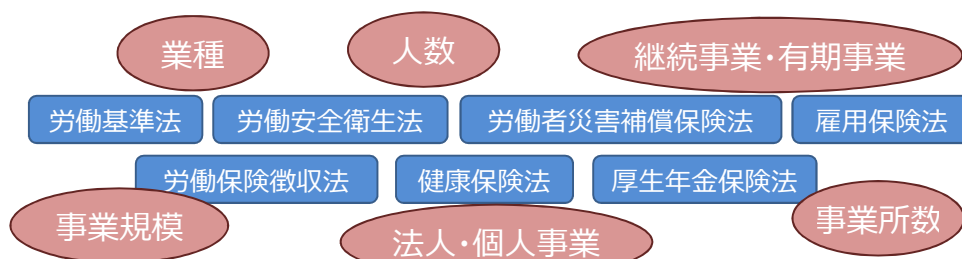
- ◎ 必要な手続きごとのご契約です。
- ◎ お引き受けする手続きについてご相談はお受けしますが、それ以外のご相談は別途、相談料金を頂戴します。

**1手続きあたり：  
基本料金5,000円+手続きごとの料金**

- ◎ いずれのタイプもお客様のご希望に合わせたアレンジが可能です。
- ◎ 東京都外でのお仕事では別途交通費をいただきます（宿泊を伴う場合は、宿泊費とともに日当も頂戴します）。

#### ② 事業の形態によって料金を変動させていただいております。

事業の形態で、労働保険・社会保険・労働諸法令へ対応するための事務の範囲・種類・量が変わります。



## ご契約料金の目安

※いずれも目安です。ご契約に際しては「見積書」をご確認ください。

ご契約料金の合計 = (1)基本料金 + (2)手続きごとの料金

※記載の金額はいずれも税抜きのもので、ご請求に際しては別途消費税を頂戴します。

(1) 基本料金 (回：手続き1回あたり 月：ひと月あたり 人：1人・ひと月あたり)

	スポット	パートナー B (相談)	パートナーA (手続代行)	パートナーS (コンサル)
1 手続きあたりの基本料金	5,000/回	-	-	-
10名様*までの基本料金	-	15,000/月	20,000/月	25,000/月
11名様*以降の追加基本料金	-	500/人	700/人	1,000/人
追加相談料金 (1 時間あたり)	15,000/h	15,000/h	12,000/h	9,000/h

\*1名とは：雇用保険または社会保険の被保険者となるべき方を対象とします。パート・役員の方も含みます。

\*追加相談料金は、ご契約タイプに含まれているご相談を超えた場合に頂戴します。

(2) 手続きごとの料金 (回：手続き1回あたり 件：1人1手続きあたり 人：1人あたり)

(契約込)：(1)の基本料金に含まれています。ご利用がなくても返金はありません。

	スポット パートナー B	パートナーA (手続代行)	パートナーS (コンサル)
<b>① 事業を開始したとき、新たに適用になったとき</b>			
適用事業報告 の作成・届出	10,000/回	(契約込)	(契約込)
健康保険・厚生年金 新規適用届 の作成・届出	50,000/回	40,000/回	30,000/回
健康保険・厚生年金 被保険者資格取得届 の作成・届出			
健康保険 被扶養者(異動)届 の作成・届出			
国民年金 第3号被保険者にかかわる届 の作成・届出	70,000/回	56,000/回	42,000/回
労働保険 保険関係成立届 の作成・届出			
労働保険 概算保険料申告書 の作成・届出			
雇用保険 適用事業所設置届 の作成・届出			
雇用保険 被保険者資格取得届 の作成・届出			
<b>② 従業員を雇い入れたとき</b>			
雇用保険 被保険者資格取得届 の作成・届出	2,000/件	(契約込)	(契約込)
健康保険・厚生年金 被保険者資格取得届 の作成・届出	2,000/件		
健康保険 被扶養者(異動)届 の作成・届出			
国民年金 第3号被保険者にかかわる届 の作成・届出			
<b>③ 結婚など従業員・家族に変動があったら</b>			
雇用保険 被保険者氏名変更届 の作成・届出	2,000/件	(契約込)	(契約込)
健康保険・厚生年金 被保険者氏名変更届 の作成・届出	2,000/件		
健康保険 被扶養者届 の作成・届出	2,000/件		
国民年金 第3号被保険者にかかわる届 の作成・届出			
厚生年金 被保険者住所変更届 の作成・届出	2,000/件		
<b>④ 従業員が退職するとき</b>			
雇用保険 被保険者資格喪失届 の作成・届出	2,000/件	(契約込)	(契約込)
雇用保険 被保険者離職証明書 の作成・届出	5,000/件		
健康保険・厚生年金 被保険者資格喪失届 の作成・届出	2,000/件		

スポット	パートナーA	パートナーS
パートナー B	(手続代行)	(コンサル)

⑤毎年6～7月には

労働保険 概算・確定保険料申告書の作成・届出 (手続き基本額) (1名につき)	30,000/回 1,500/人	24,000/回 1,200/人	18,000/回 900/人
健康保険・厚生年金 被保険者報酬月額算定基礎届の作成・届出 (1名につき)	30,000/回 1,500/人	24,000/回 1,200/人	18,000/回 900/人

例) パートナーS契約で、対象者が10名の場合の労働保険 概算・確定保険料申告書の作成・届出の料金：  
 手続き基本額18,000円+ (1名につき900円×10名様) = 27,000円 (税別)

対象者： 労働保険⇒確定申告書記載の「労働者数」

健康保険・厚生年金⇒7月1日現在の被保険者数 ※いずれも基本料金の人数計算とは異なります。

⑥昇給・降給・賞与の支払があったとき

健康保険・厚生年金 被保険者報酬月額変更届の作成・届出 (1名につき)	10,000/回 1,500/人	8,000/回 1,200/人	6,000/回 900/人
健康保険・厚生年金 被保険者賞与支払届の作成・届出 (1名につき)	10,000/回 1,500/人	8,000/回 1,200/人	6,000/回 900/人

※計算方法は⑤と同様です。手続きを行う人数で計算します。

⑦従業員の出産や育児・介護に際して

雇用保険 被保険者休業開始時賃金証明書 の作成・届出	10,000/件	8,000/件	6,000/件
雇用保険 育児・介護休業給付金支給申請書の作成・届出	10,000/件	8,000/件	6,000/件
健康保険・厚生年金 育児休業取得者申出書の作成・届出	10,000/件	8,000/件	6,000/件
健康保険・厚生年金 育児休業取得者終了届の作成・届出	10,000/件	8,000/件	6,000/件
健康保険・厚生年金 報酬月額変更届の作成・届出	10,000/件	8,000/件	6,000/件
厚生年金 養育期間標準報酬月額特例申出書の作成・届出	10,000/件	8,000/件	6,000/件

⑧従業員の募集・採用に際して

求人票の準備	20,000/件	16,000/件	12,000/件
労働条件明示に関する書類の準備	5,000/件	4,000/件	3,000/件

⑨就業規則の整備・見直しに際して

作成	就業規則 (打合せ6回)	200,000/件	160,000/件	120,000/件
	附属規程 (1規程) (打合せ3回)	100,000/件	80,000/件	60,000/件
見直し	就業規則 (打合せ4回)	140,000/件	112,000/件	84,000/件
	附属規程 (1規程) (打合せ2回)	70,000/件	56,000/件	42,000/件
点検	就業規則 (打合せ1回)	50,000/件	40,000/件	30,000/件
	附属規程 (1規程) (打合せ1回)	40,000/件	32,000/件	24,000/件
	追加打合せ (1回あたり)	40,000/回	32,000/回	24,000/回

※打合せ回数は標準的な目安で、実際の回数がこれに満たない場合でも返金はありません。  
 打合せ1回あたりの目安は1時間30分です。

⑩その他

労働基準法・安全衛生法に基づく報告・届の届出代行	30,000/件	24,000/件	18,000/件
行政機関等の調査・指導の準備・立会・提出 (1時間あたり)	20,000~	16,000~	12,000~
労災保険・健康保険 保険給付受給手続きのサポート	15,000/件	12,000/件	9,000/件

(ご注意) 記載の料金は、「一般の事業 (各種事業)」、「継続事業」、「役員・従業員数：49名まで」、「事業所数1」、「法人」の場合で、2014年1月1日時点のものです。いずれも消費税別です。